

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道寄居岡部深谷線	深谷市本郷字渡瀬西一八七〇番一地先から 同市本郷字渡瀬西一八三三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和七年十一月二十六日	令和四年八月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一一三・七五メートル